広葉樹林化加速化検討チーム設置要綱

（目的）

第１条　奥山等におけるスギ、ヒノキ人工林から広葉樹林や針広混交林など多様な森林への転換を推進するため、既存の知見や技術的課題等を整理するとともに、その解決に向けた検討を実施することを目的に、「広葉樹林化加速化検討チーム」（以下「検討チーム」という。）を設置する。

（役割）

第２条　検討チームは、スギ、ヒノキ等人工林の広葉樹林化や針広混交林化に係る次の各号に掲げる内容について、検討等を行う。

⑴広葉樹林造成、針広混交林化に係る知見や技術的課題の整理

⑵広葉樹林造成、針広混交林化に係る調査、検討

⑶⑴⑵に関する野生動物への影響の検討

⑷その他、必要な事項

（組織）

第３条　検討チームのメンバーは、別表に掲げる者をもって充てる。

（会議）

第４条　会議は必要に応じリーダーが招集する。

２　リーダーは、必要に応じてメンバー以外の者に会議への出席を求めることができる。

（事務局）

第５条　検討チームの事務局は、森林経営課整備係に置く。

附　則

この要綱は、令和７年５月２３日から施行する。

この要綱は、令和７年１２月１８日から施行する。